

令和 8 年度の検討方針（案）

令和 7 年度の検討結果を踏まえ、神戸市帰宅困難者対策基本指針に示されている「帰宅困難者対策の方向性」に沿って、令和 8 年度の検討方針を整理する。

1 「一斉帰宅の抑制」の周知の継続実施

これまで帰宅困難者対策のイベント等で実施した参加者アンケートの結果から、神戸市が強化してきた広報活動により、帰宅困難者対策に関して一定程度の認知を得ていることがわかった。

また、令和 7 年度の帰宅困難者対策訓練では、昨年度に引き続き、旧居留地連絡協議会、三ノ宮南まちづくり協議会の参加を得て、一斉帰宅抑制の認知度の向上を図ることができたものと考えられる。

これを受け、昨年度に引き続き、以下の取組を推進する。

- ① 市、委員会委員、一時滞在施設協力事業者が連携し、広報イベントやサイネージなどの広報媒体を活用し、「一斉帰宅の抑制」の普及啓発を推進する。
- ② 市で実施してきた普及啓発の広報コンテンツを、事業者等の協力を得て、より一層充実させる。
- ③ 委員会で実施してきた取組を、事業者や地域団体等（旧居留地連絡協議会、三ノ宮南まちづくり協議会等）の協力を得て紹介し、事業者等による取組（一斉帰宅の抑制、帰宅困難者の支援等）を推進する。

2 一時滞在施設の更なる確保

神戸市帰宅困難者対策基本指針（平成 26 年 3 月策定、令和 7 年 4 月改定）に示されている帰宅困難者数（行き場のない人：平日 1.8 万人、休日 4.6 万人）に対し、一時退避場所は約 167,000m²、一時滞在施設の収容可能人数は約 30,000 人となっており（令和 8 年 3 月現在）、平日の帰宅困難者数分は確保できている。

これを受け、昨年度に引き続き、以下の取組を推進する。

- ① 市は、休日に想定される帰宅困難者数（行き場のない人 4.6 万人）に対応できるように、一時滞在施設の更なる確保に努める。

3 一時滞在施設の開設・運営体制の構築

一時滞在施設となる事業者等の運営体制の構築を支援するため、令和 4 年度に「簡易マニュアル（作成例：一時滞在施設用）」を作成した。

また、令和 7 年度には、一時滞在施設における帰宅困難者支援システムの運用を支援するため「帰宅困難者支援システム操作マニュアル 第一版」を作成した。

これを受け、以下の取組を推進する。

- ① 市は、一時滞在施設用のマニュアル悪性の促進を行い、一時滞在施設協力事業者の取組状況の把握に努め、マニュアル作成等の事例を把握した際は、一時滞在施設協力事業者間で共有し、各事業者での取組を推進する。
- ③ 市、一時滞在施設協力事業者、委員会委員、地域団体等（旧居留地連絡協議会、三ノ宮南まちづくり協議会等）で連携し、一時滞在施設開設・運営訓練も継続して実施する。
- ④ 一時滞在施設協力事業者が帰宅困難者支援システムの操作に一層習熟できるよう、これまでのプレ訓練を委員会において実施する。

4 帰宅困難者の誘導體制の充実強化

帰宅困難者の移動負担や案内時間の軽減を目的とし、令和5年度に帰宅困難者対策訓練で操作性の検証を行った上で「帰宅困難者支援システム」を構築し、令和6年4月1日に運用を開始した。

さらに、令和6・7年度帰宅困難者対策訓練の企画時には、「帰宅困難者の誘導」に係る今後の検討課題を整理した。

これを受け、昨年度に引き続き、以下の取組を推進する。

- ① 市、委員会委員、一時滞在施設協力事業者、民間警備会社が連携し、訓練等を通じて、「帰宅困難者支援システム」による誘導體制を検証し、「帰宅困難者誘導マニュアル」及び「帰宅困難者支援システム操作マニュアル」の実効性の向上を図る。
- ② 災害時により多くの帰宅困難者が「帰宅困難者支援システム」を利用できるよう、市、委員会委員、一時滞在施設協力事業者が連携し、システムの周知や二次元コードの表示箇所の拡充等に努める。
- ③ 帰宅困難者の誘導體制の充実強化を図るため、「帰宅困難者の誘導」に係る下記の検討課題に継続的に取り組んでいく。
 - I 「駅やその周辺地域」から「一時退避場所」への誘導體制
 - ・神戸市と民間警備会社で連携したアナウンスの実施体制を確認する必要がある 【課題1】
 - ・神戸市と委員会委員・一時滞在施設で連携した看板の運用体制を確認する必要がある 【課題2】
 - II 「一時滞在施設」への誘導體制
 - i 「一時退避場所」から一時滞在施設へ
 - ・神戸市と民間警備会社で連携した一時退避場所の運営体制を確認する必要がある 【課題3】

・一時退避場所におけるシステムによる誘導について検討する必要がある 【課題4】

ii 「駅やその周辺地域」から一時滞在施設へ

・神戸市と協力事業者で連携した駅周辺におけるシステム二次元コードの掲示手順を確認する必要がある 【課題5】

5 市職員での情報共有や帰宅困難者への情報提供体制の充実強化

令和5年度より市及び事業者の連絡ツールを「LINE オープンチャット」に切り替え、訓練等でも検証を行っている。

また、市では、大型ビジョン、デジタルサイネージ、スピーカーカードローン等を活用した帰宅困難者向けの情報発信体制について、事業者等と調整を進めてきた。

これを受け、以下の取組を推進する。

① 帰宅困難者事案発生時における対応すべき一連の流れを検証するため、図上訓練等を実施する。

② 検証結果を踏まえて各種職員向けマニュアルを反映（改定）する。

6 神戸市が被災した場合の帰宅困難者対策の対応策の検討

当委員会における近年の取組みは、平成30年6月に発生した大阪府北部の地震のように神戸市が被災しない場合を想定し、市、委員会委員、一時滞在施設協力事業者が連携して着実に対応できる帰宅困難者対策の検討を進めてきた。

その結果、帰宅困難者の誘導體制の構築（マニュアル整備、システム構築・運用、訓練）、一時滞在施設における帰宅困難者受入れ体制の構築（マニュアル整備、訓練）、帰宅困難者対策の広報・啓発などにおいて、一定の成果を得られた。

上記のとおり帰宅困難者対策の基盤が整ってきたことを踏まえ、今後は、他地域における取組みも参考に、本市が被災した場合の帰宅困難者対策について検討していく必要がある。

これを受け、以下の取組を推進する。

① 神戸市が被災した場合の帰宅困難者対策を推進する。

② 市、一時滞在施設協力事業者、委員会委員で連携し、一時滞在施設開設・運営訓練（図上）を通して、神戸市が被災した場合の帰宅困難者対策の検討を行う。

【参考】これまでの取組み状況

市基本指針	これまでの取組み状況（令和8年3月現在）
①一斉帰宅の抑制	<p>【一斉帰宅抑制の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種イベントやノベルティグッズの作製・配布等の広報活動の継続的な実施（令和元年度以降、神戸市が対応を強化） ○帰宅困難者対策に関するアンケート（令和6年1月、広報イベント） ○神戸市 WEB サイト「帰宅困難者対策」で広報動画を公開 <ul style="list-style-type: none"> ・「3分で学ば」神戸市帰宅困難者対策（令和3年3月） ・ストップ！一斉帰宅 ～合言葉が「未来」を変える～（令和6年1月） <p>【従業員等の施設内待機】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所等での従業員用の備蓄を整備 ○簡易マニュアル（作成例：協議会員用）の作成 <p>【従業員等の雑踏による混乱や二次被害の防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業所等での一斉帰宅抑制に関する啓発 <p>【事業者・市の連携体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「一斉帰宅抑制事業者」の登録数＝2団体（※）
②混乱防止、 一時退避・滞在	<p>【協議会の設立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成26年1月：帰宅困難者対策協議会 ○平成28年12月：都市再生緊急整備協議会 安全確保計画部会 ○令和7年3月：帰宅困難者対策委員会（協議会から委員会への変更） <p>【一時退避場所及び一時滞在施設の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時退避場所：11施設 面積＝約167,000m² ○一時滞在施設：28施設 収容可能人数＝約30,000人 ○一時滞在施設の開設・運営に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄確保への支援（神戸市） ・簡易マニュアル（作成例：一時滞在施設用）の作成 ・帰宅困難者支援システム操作マニュアル 第一版（令和7年11月） ○帰宅困難者の誘導體制 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導の仕組み（駅周辺地域→一時退避場所→一時滞在施設） ・帰宅困難者誘導マニュアル 第二版（令和6年3月） ・帰宅困難者支援システム <ul style="list-style-type: none"> （令和6年3月：構築完了、令和6年4月：運用開始） ・帰宅困難者誘導及び受入れ訓練（令和7年1月、令和8年1月） <ul style="list-style-type: none"> （誘導：警備員、システム、スピーカードローンによる） <p>【地域の行動ルールの策定、継続的な見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者対策計画 第九版（令和7年3月） <p>【事業者・市の連携体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「一時滞在施設事業者」の登録数＝27団体

市基本指針	これまでの取組み状況（令和8年3月現在）
③帰宅支援	<p>【関西広域連合が確保する災害時帰宅支援ステーションの周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○神戸市 WEB サイト「帰宅困難者対策」で周知 https://www.city.kobe.lg.jp/a46152/bosai/prevention/preparation/kitakukonnan.html <p>【事業者・市の連携体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「帰宅支援事業者」の登録数 = 4 団体（※） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バス事業者・市での代替輸送に関する調整
④帰宅困難者への情報提供	<p>【市、防災関係機関、事業者等での情報共有体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員会での協議、図上訓練、実働訓練の継続的な実施 ○情報共有ツールを活用した情報共有体制 <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有システム（令和5年3月で終了） ・LINE オープンチャット（令和5年4月から切り替え） ・帰宅困難者支援システム （令和6年3月：構築完了、令和6年4月：運用開始） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大型ビジョン、デジタルサイネージ、スピーカーカードローン等を活用した帰宅困難者向けの情報発信体制の構築

（※）神戸市帰宅困難者支援に係る協力事業者登録要綱（令和2年7月）による